

## 第4章 計画の基本的な考え方



## 1 基本理念

---

第8期計画では、「誰もが安心していきいきと暮らすことのできる地域社会の実現」を基本理念として、「自助」「互助」「共助」「公助」を進めることで、高齢者の笑顔があふれる、思いやりのまちづくりを目指してきました。

この間、人口減少・少子高齢化や核家族化の進行、近隣関係の希薄化に加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により様々な地域活動が自粛され、外出が制限されたことで、地域とのつながりが失われており、こうしたつながりを再生し、社会的に孤立することのない、お互いに思いやり支え合っていく地域づくりを、高齢者自身も支え手となって推進していくことの重要性がますます高まっています。

また、令和4年度に本市の福祉分野の上位計画として位置づけられ、各分野に共通する事項を示す「第3次鶴ヶ島市地域福祉計画」が策定され、地域共生社会の構築を目指すことが明示されました。

こうしたことから、本計画の基本理念を「誰もが安心していきいきと暮らすことのできる地域共生社会の実現」とし、誰もが健康で生きがいと役割を持つことができ、誰一人取り残さない包括的な支援体制を整備し、誰もが必要なときに必要な支援を受けることのできる、多様な主体が参画するつながりと支え合いのある地域共生社会の実現を目指します。

# 誰もが安心していきいきと暮らすことのできる 地域共生社会の実現

誰もが…誰一人取り残さない包括的な支援がある

安心して…必要なときに、必要な支援が受けられる

いきいきと…健康で、生きがいと役割を持つことができる

地域共生社会…多様な主体が参画する「つながり・支え合い」がある

## 2 基本目標

---

計画の理念を実現するため、次の4つの基本目標を設定します。

基本目標1 誰もが住み慣れた地域で共に暮らすために、

### 地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります

誰もが住み慣れた地域で安心していきいきと暮らすために、主体的に健康づくりに取り組む地域づくりを推進するとともに、多様化・複雑化した支援ニーズに対応し、それぞれの環境や生活状態等に応じて、必要な時に必要なサービスが切れ目なく円滑に提供されるよう、地域の多様な主体と連携・協力しながら、医療や介護、介護予防、生活支援サービス等の適切な組み合わせによる包括的な支援体制を構築し、地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります。

基本目標2 誰もが自分らしく安心して暮らすために、

### 地域で支え合う仕組みづくりを進め、日常生活を支援します

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう、市民や地域団体、企業・事業所、関係機関等が連携し、地域全体で高齢者を見守り、支え合うことのできる体制づくりと支援サービスの充実を図るとともに、認知症になっても権利と尊厳が守られ、自分らしく暮らし続けることができる地域づくりを進めます。また、災害や犯罪等から命と財産を守るための防災・防犯意識の醸成と多様な主体による連携・協力体制の強化を図ります。

基本目標3 誰もが健康でいきいきと暮らすために、

高齢者の活躍の場と居場所を確保します

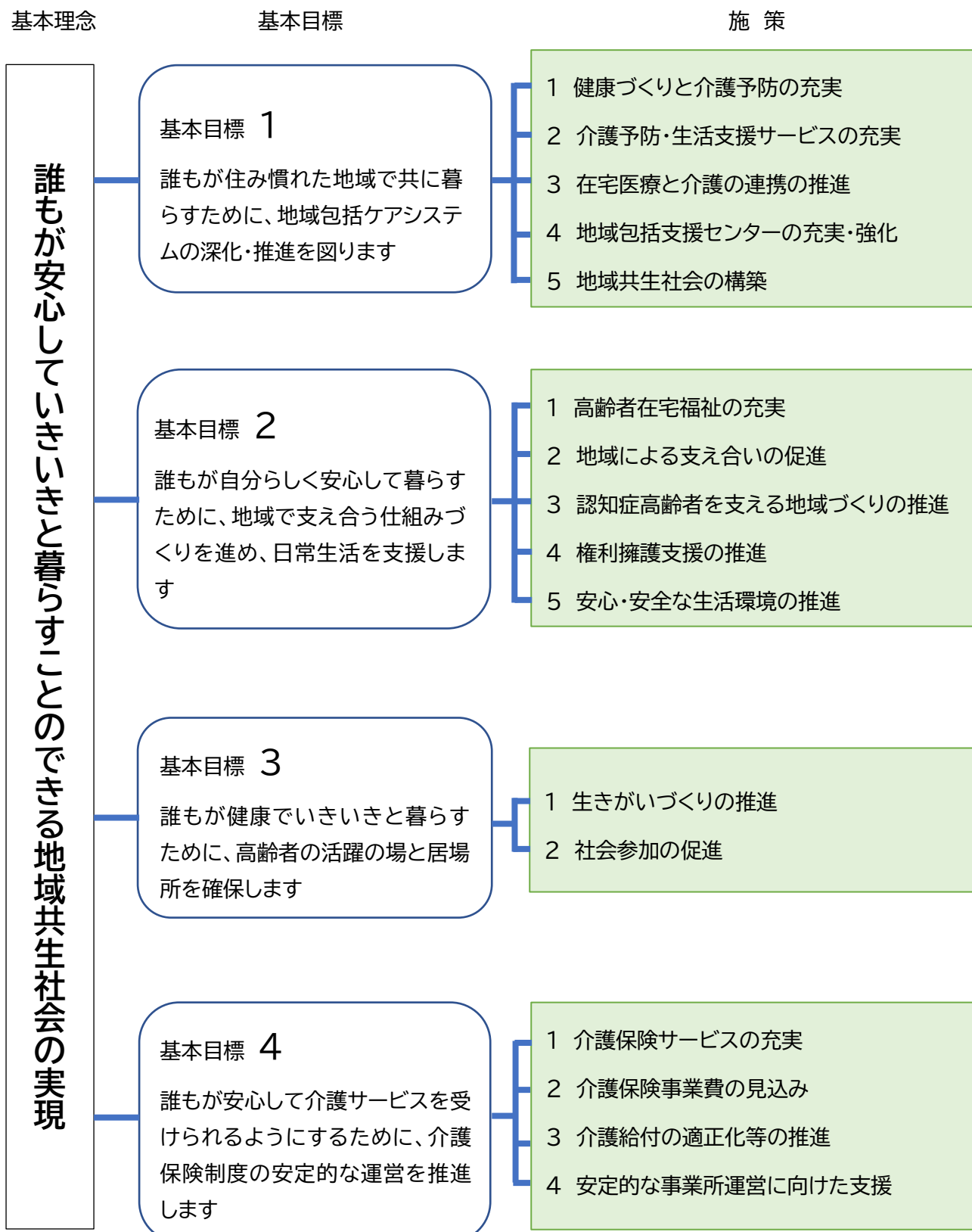
高齢者が地域で生きがいや役割を持ち、いきいきと暮らすことができるよう、興味・関心に応じた趣味の活動や主体的な健康づくり活動、これまで培ってきた技術や知識を生かした地域活動への参加を促進するとともに、誰もが身近な場所で気軽に集い、交流できる場の充実した地域づくりを推進します。

基本目標4 誰もが安心して介護サービスを受けられるように

するために、介護保険制度の安定的な運営を推進します

必要な人が必要な介護サービスを受けることができるよう、中長期的な介護ニーズを見据えたサービス基盤の整備を計画的に進めるとともに、介護サービスの質の向上と安全の確保、介護サービスに関する情報提供の充実を図ります。また、持続可能な介護保険制度の運営に向けて、介護給付の適正化を図るとともに、介護人材の確保や業務負担の軽減、事業継続に向けた支援など事業所運営の支援を行います。

### 3 施策体系

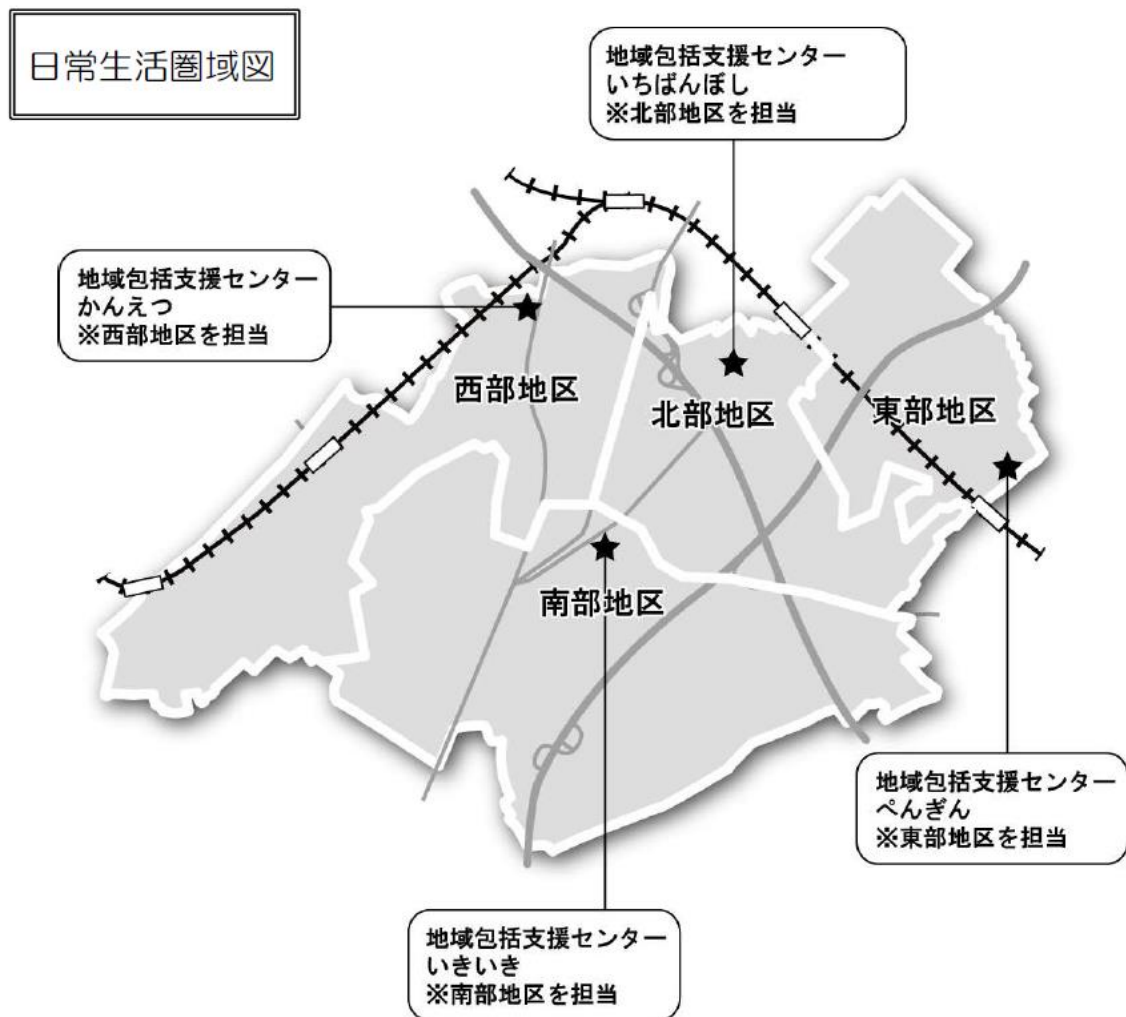


## 4 日常生活圏域の設定

### (1) 日常生活圏域の設定

本市では、第8期計画において、地理的条件、高齢者人口、交通事情その他社会的条件、介護事業所の整備状況等を勘案して、日常生活圏域を「西部地区」、「北部地区」、「東部地区」、「南部地区」の4地区に設定し、地域包括ケアシステムの構築に取り組んできました。

本計画においても、高齢者人口の推移・介護事業所の整備状況・地域包括支援センターの機能強化等を勘案し、第8期計画を踏襲し、4地区の日常生活圏域を設定します。



## (2) 日常生活圏域と担当する地域包括支援センター

地域包括支援センターは、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上、福祉の増進を包括的に支援するための機関として設置されています。

### ■地域包括支援センターの担当圏域

センター名	日常生活圏域	担当地区
地域包括支援センター かんえつ	西部地区	脚折の一部(脚折才道木・脚折第一・脚折蔵の前・脚折第二・脚折山田自治会区域)、脚折町一・二・三・四・六丁目、下新田、羽折町、中新田、新町、上新田、町屋
地域包括支援センター いちばんぼし	北部地区	脚折の一部(池の台・共栄西・県営鶴ヶ島すねおり団地・星和若葉台・共栄中央第一・共栄ニュータウン自治会区域)、脚折町五丁目、共栄町、藤金、上広谷の一部(上広谷第二・上広谷第三・共栄東・若葉西自治会区域)、鶴ヶ丘
地域包括支援センター ぺんぎん	東部地区	上広谷の一部(上広谷第一東南・上広谷第一西・上広谷第一北・旭・上広谷中央自治会区域)、五味ヶ谷、富士見
地域包括支援センター いきいき	南部地区	高倉、三ツ木、三ツ木新町、柳戸町、三ツ木新田、太田ヶ谷、松ヶ丘、南町